

令和7年度大船渡市奨学金返還支援補助金交付要綱

(目的)

第1条 当市の産業を担う人材の確保及び若者の定着の促進を図るため、就学に必要な資金（以下「奨学金」という。）の貸与を受けて大学等に進学した者が卒業後に市内に居住し、かつ、市内事業所に就業した場合、返還すべき奨学金に対し、予算の範囲内で、大船渡市補助金等交付規則（平成13年大船渡市規則第56号。以下「規則」という。）及びこの要綱により補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 大学等 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学、短期大学、大学院、高等専門学校及び専修学校（専門課程に限る。）
- (2) 対象事業所 事務所、店舗、工場その他の事業に係る施設（以下「事務所等」という。）であって、市内に所在するもの又は市外に所在する事務所等であって、本社又は主たる事業所が市内にあるもの
- (3) 常用雇用者 雇用保険法（昭和49年法律第116号）の規定に基づく雇用保険の被保険者であって、期間の定めのない労働者又は1年を超えて引き続き雇用が見込まれ、かつ、1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者として雇用されたもの。ただし、パート・アルバイト及び契約社員等（一定期間を経て正規雇用されるものを除く。）を除く。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 雇用された日の年齢が満35歳未満であり、かつ、市内に住所を有し、3年以上市内に定住する意思があること。
- (2) 大学等在学中に奨学金の貸与を受け、返還義務があること。
- (3) 令和5年4月1日以降に対象事業所において常用雇用者として雇用されていること。ただし、雇用開始日から3年以内に転勤のため市外に住所を移す可能性が見込まれる者を除く。
- (4) 他の奨学金等返還支援制度を利用していないこと。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する事業を営むものに雇用されている者でないこと。
- (6) 市税及び奨学金の滞納がないこと。
- (7) その他補助金の目的に反すると市長が認める者でないこと。

(対象とする奨学金)

第4条 補助金の交付の対象とする奨学金は、次の各号に掲げるいずれかに該当するもののうち、返還義務のあるものとする。

- (1) 独立行政法人日本学生支援機構の第一種奨学金及び第二種奨学金
- (2) 大船渡市育英奨学金
- (3) その他市長が認める奨学金
(補助金額等)

第5条 補助金額は、補助金の交付を申請する日の属する年度内に返還すべき奨学金の額（繰上償還による奨学金の返還額は含まない。以下「返還金額」という。）の2分の1以内の額とし、当該補助対象期間の月数に1万円を乗じて得た額を限度額とする。

- 2 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助対象期間)

第6条 補助金の交付の対象となる期間（以下「補助対象期間」という。）は、補助金の交付申請を初めて行った日の属する年度における補助金の交付対象となった最初の月から起算して36月を上限に、当該奨学金の返還が終了するまで又は補助対象者の年齢が35歳に達する前の月までの間とする。ただし、補助金の交付を受けている者が第3条に規定する要件を満たさなくなった場合は、その事由が発生した日以降の期間は、補助対象としないものとする。この場合において、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- 2 前項ただし書の場合において、補助金の交付を受けることができなくなった者が、新たに同条の要件を満たし、交付対象者となった場合は、当該補助対象期間の上限から、既に補助金の交付を受けた期間を除いた期間を、補助対象期間とする。

(補助事業に要する経費の配分及び補助事業の内容の軽微な変更)

第7条 規則第6条第1項第1号及び第2号に規定する軽微な変更は、補助金の交付額の変更を伴わない変更とする。

(提出書類及び提出期日)

第8条 規則に定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表のとおりとする。

(申請の取下期日)

第9条 規則第8条に規定する申請の取下期日は、奨励金の交付の決定通知を受領した日から起算して15日以内とする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別

に定める。

附 則（令和 7 年 3 月 25 日商工港湾部長決裁）
この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第7条関係）

条項	提出書類及び添付書類	様式	提出 部数	提出期日
規則第4条 の規定によ る書類	大船渡市奨学金返還支援補助 金交付申請書	第1号	1部	年度ごとに 申請するも のとし、別に 定める。
	1 大学等を卒業したことが 確認できるもの（初回申請 時に限る）		1部	
	2 奨学金貸与機関が発行す る奨学金の貸与を証するも の（初回申請時に限る）		1部	
	3 年度毎の返還金額及び返 還期間を証するもの		1部	
	4 雇用証明書	第2号	1部	
	5 雇用契約書等の写し		1部	
	6 雇用保険被保険者資格取 得等を確認できるもの		1部	
	7 その他市長が必要と認め る書類		1部	
規則第10条 の規定によ る書類	大船渡市奨学金返還支援補助 金変更（中止・廃止）承認申 請書	第3号	1部	別に定める。
	1 その他市長が必要と認め る書類		1部	
規則第14条 第1項及び 第15条第3 項の規定に よる書類	大船渡市奨学金返還支援補助 金交付請求書	第4号	1部	別に定める。
	1 申請年度内に返還した奨 学金の金額が確認できる書 類		1部	
	2 雇用証明書	第2号	1部	
	3 その他市長が必要と認め る書類		1部	